

議第 108 号

コテージかまがり設置条例の一部を改正する条例の制定について
コテージかまがり設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

コテージかまがり設置条例の一部を改正する条例

コテージかまがり設置条例（平成 17 年呉市条例第 40 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 条の表中

「

呉市蒲刈町大浦字沖浦 8029 番地 1, 8031 番地 1 及び蒲刈町大浦字鯖床 8431 番地, 8432 番地, 8 434 番地 1・2, 8437 番地 1
--

を

」

「

呉市蒲刈町大浦字沖浦 7646 番地 10, 8029 番地 1, 8031 番地 1 及び蒲刈町大浦字鯖床 8431 番 地, 8432 番地, 8434 番地 1・2, 8437 番地 1
--

に改める。

」

別表 1 宿泊使用の表中

「

使用料（1 棟 1 泊につき）	
定員 5 人用	定員 10 人用
18,000 円	27,000 円
20,000 円	30,000 円
20,000 円	30,000 円
20,000 円	30,000 円
22,000 円	33,000 円
22,000 円	33,000 円

を

」

「

使用料（1 棟 1 泊につき）			
定員 2 人用	定員 4 人用	定員 5 人用	定員 10 人用
10,000 円	16,000 円	18,000 円	27,000 円
12,000 円	18,000 円	20,000 円	30,000 円
12,000 円	18,000 円	20,000 円	30,000 円
12,000 円	18,000 円	20,000 円	30,000 円
14,000 円	20,000 円	22,000 円	33,000 円
14,000 円	20,000 円	22,000 円	33,000 円

に改め、同表 2 休憩使

」

用の表中

定員 5 人用	3,000円
---------	--------

を

定員 2 人用	2,000円
定員 4 人用	2,500円
定員 5 人用	3,000円

に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用許可の申請その他コテージかまがりの管理に関して必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

コテージかまがりに建物を新築することに伴い、当該建物に係る位置を追加するとともに、使用料の額を定めるため、この条例案を提出する。